

省 令

○厚生労働省令第百二十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応するもの、これを加える。

改 正 後 改 正 前

第一条の二三 法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「認定こども園法」という。第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という)。(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。)その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第三十六条の三十二の三 (略)

第三十六条の三十二の四 子育て短期支援事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十六条の三十五 (略)

② 一時預かり事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十六条の三十九 (略)

第三十六条の三十九の二 病児保育事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十六条の三十九の三 子育て援助活動支援事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、これを早期に把握するため必要な措置を講じなければならない。また、当該事業を行う者は、当該事業の実施により事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一六 (略)
- 七 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 八 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項

第一条の二三 法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「認定こども園法」という。第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という)。(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。)その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第三十六条の三十二の三 (新設) (略)

第三十六条の三十五 (新設) (略)

第三十六条の三十九 (新設) (略)

(新設)

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 一六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十九条の七 (略)

第四十九条の七の二 法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設におけるサービスの提供による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

② 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、その内容を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

(略)	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第四十九条の七 第四十九条の七の二第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	都道府県知事	中核市の市長
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項	都道府県知事	中核市の市長

第四十九条の七 (略) (新設)

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

(略)	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第四十九条の七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	都道府県知事	中核市の市長
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十八第二項	都道府県知事	中核市の市長

第三十六条の三十五第二項
第三十六条の三十八第二項
第三十六条の三十九の二

(略)

第四十九条の七

第四十九条の七の二第一項

都道府県知事

中核市の市長

附則

第五十六条 第三十六条の三十五第二号の規定の適用については、当分の間、同号口中をいう。とあるのは「をいう。以下この口において同じ。」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者その他の教育及び保育に関する知識、経験等を有する者として市町村長が認めるもの」と、「半数」とあるのは「三分の一」とする。

② 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一五 (略)

第五十六条の二 第三十六条の三十五及び第三十七条の五の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句とする。

第三十六条の三十五	申請事業開始年度に係るもの	申請事業開始年度に係るもの (申請事業開始年度の翌年度に係るものが、申請事業開始年度に係るものを上回っている場合にあっては、申請事業開始年度の翌年度に係るもの)
第三十七条の五	申請施設事業開始年度に係るもの	申請施設事業開始年度に係るもの (申請施設事業開始年度の翌年度に係るものが、申請施設事業開始年度に係るものを上回っている場合にあっては、申請施設事業開始年度の翌年度に係るもの)

(略)

第四十九条の七第一項

都道府県知事

中核市の市長

附則

第五十六条 第三十六条の三十五第二号の規定の適用については、当分の間、同号口中をいう。とあるのは「をいう。以下この口において同じ。」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者その他の教育及び保育に関する知識、経験等を有する者として市町村長が認めるもの」と、「半数」とあるのは「三分の一」とする。

② 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一五 (略)

(新設)

附則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十九条の五の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。